

奈良県告示第四十二号

平成十九年三月奈良県告示第五百四十五号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一の表を次のように改める。

| 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項 | | 対象手続等の名称 |
|------------------------------|----------|----------|
| 名称 | 条項 | |
| 一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号） | 第五十七条第一項 | 営業の届出 |
| 二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号） | 第七十一条の二 | 廃業の届出 |